

武蔵野市地域防災計画（令和 4 年度修正）原案 概要版

1 計画の目的（震-2 ページ）

この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、武蔵野市防災会議が作成する計画であり、市、都、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、事業者、地域の防災組織及び市民が総力を結集し、それぞれが有する全機能を有効に発揮して「自助」「共助」「公助」を実現するとともに各主体が連携を図り、市の地域において地震をはじめあらゆる災害が発生または発生するおそれがある場合の予防対策、応急・復旧対策及び復興を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を守ることを目的としたものである。

2 修正の背景

計画の修正にあたっては、災害の頻発化・激甚化に伴う様々な災害教訓にもとづく国や都の対応を踏まえ、内容の見直しや強化をはかる必要がある。また、実行体制の強化については、「命を守る」ことを防災対策の基本においた自助・共助・公助による連携体制の確保の観点からの計画の改善をはかることが望まれる。以下に、現行計画以降の計画修正の背景となる事項について示すものとする。

（1）災害の頻発化・激甚化に伴う防災体制強化の必要

近年、災害が頻発化・激甚化している（参考 1）。中でも、大雨による災害は、毎年、国内各地で甚大な被害となっており、関東地方でも令和元年房総半島台風や令和元年東日本台風による豪雨により甚大な被害が発生している。なお、時間降水量 50mm 及び 80mm 以上の年間発生回数は、40 年前に比べて明らかに増加傾向にあり（参考 2）、今後も大雨が発生、また増加することが想定されるため、防災体制の強化が必要である。

（2）近年の災害教訓にもとづく国の対応（平成 28 年以降の主な動き）

災害対策基本法の一部改正

- 頻発する自然災害に対応して、避難勧告・避難指示の一本化等や個別避難計画の作成による「災害時における円滑かつ迅速な避難の確保」及び国の「災害対策の実施体制の強化」を図るため、令和 3 年 5 月に災害対策基本法を一部改正。

災害教訓等を踏まえた防災基本計画の一部修正

- 「被災者の生活環境の改善」、「物資輸送の円滑化」、「自助・共助の推進」などの必要を明らかにした平成 28 年熊本地震や、「要配慮者利用施設の非常災害に関する具体的な計画の策定」や「避難情報の名称変更」などの必要性を示した平成 28 年台風第 10 号災害の教訓を踏まえた修正が行われた【平成 29 年 4 月】。
- 平成 29 年 7 月九州北部豪雨の教訓を踏まえ、洪水予報河川・水位周知河川以外の河川に係る、市町村における「避難勧告の発令基準」が設定された。また、救助実施市による「迅速な救助の実施」を示した災害救助法の改正や、「逃げ遅れゼロ」の実現のための水防法の改正などがあり、防災関係法令等の改正を踏まえ修正が行われた【平成 30 年 6 月】。
- 平成 30 年 7 月豪雨等の教訓を踏まえ、水害や土砂災害からの避難対策に関して、「自らの命は自らが守る」意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等の周知、住民の避難行動等を支援する防災情報の提供について新たに追加された【令和元年 5 月】。
- 「災害リスクととるべき行動の理解促進」や「災害廃棄物処理体制の整備」の必要性を明らかにした令和元年東日本台風（台風 19 号）に係る対応検証、「長期停電・通信障害への対応強化」や「被災者への物資支援の充実」などの必要性を示した令和元年房総半島台風（台風 15 号）に係る検証を踏まえ修正が行われた。また、避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の平時からの検討実施が追加された【令和 2 年 5 月】。
- 「避難所における感染症対策」や「パーティション等の備蓄の促進」など、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた修正が行われた【令和 2 年 5 月】。

その他(国の対応や取り組み)

受援体制整備に向けた取り組み

平成 28 年熊本地震において「被災地方公共団体における受援体制が十分に整備されていなかった」といった課題を踏まえ、地方公共団体の受援業務及び同体制の整備に向けて、「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」を策定した【平成 29 年 3 月】。

その後、市町村の策定における負担軽減をはかるため、「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き」を策定した【令和 2 年 3 月】。

大雨時等の避難体制の整備に向けた取り組み（自助・共助体制の強化含む）

平成 30 年 7 月豪雨等を踏まえ、平成 31 年 3 月に「避難勧告等に関するガイドライン」を改定し、5 段階の警戒レベルを用いた避難勧告等の発令基準を設定。

その後、「令和元年台風第 19 号（令和元年東日本台風）等による災害からの避難に関するワーキンググループ」からの提言を受け、これまでのガイドラインの

名称等の変更を含めて見直し、「避難情報ガイドライン」を整備した【令和3年5月】。

要配慮者支援の強化に向けた取り組み

「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難に関するサブワーキンググループ」からの提言を踏まえて、指定福祉避難所の指定の促進や人的物的体制の整備を通じた要配慮者支援の強化を目的として、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」を改定した【令和3年5月】。

新型コロナウイルス感染症対策の強化

令和元年12月に発生した新型コロナウイルス感染症の流行下で災害が発生し、避難所を開設する場合には、感染症対策に万全を期することが重要となっている。「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」や「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン」を整備した【最新版は、令和3年6月】。

(3) 都地域防災計画の見直しなど都の動き

- 震災対策を取り巻く最新動向を踏まえた取組みを反映し、震災対策の実効性を更に向上させる観点から、「東京都地域防災計画（震災編）」を修正した【令和元年7月】。
- 令和元年東日本台風等における対応での様々な課題を検証するため、「大規模風水害検証会議」を設置し、7つの視点に基づく風水害対策をとりまとめた。

(4) 市計画の実効性の確保・検証

- 第六期長期計画や関連する分野別計画との整合性を図った。
- 地域防災計画に掲げる各防災対策事業の進捗管理を行う中での課題を受け、目標・体制・計画達成手段等を検証し、見直しを図った。

(参考1)

平成7年兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）以降、
国内で発生している主な災害等

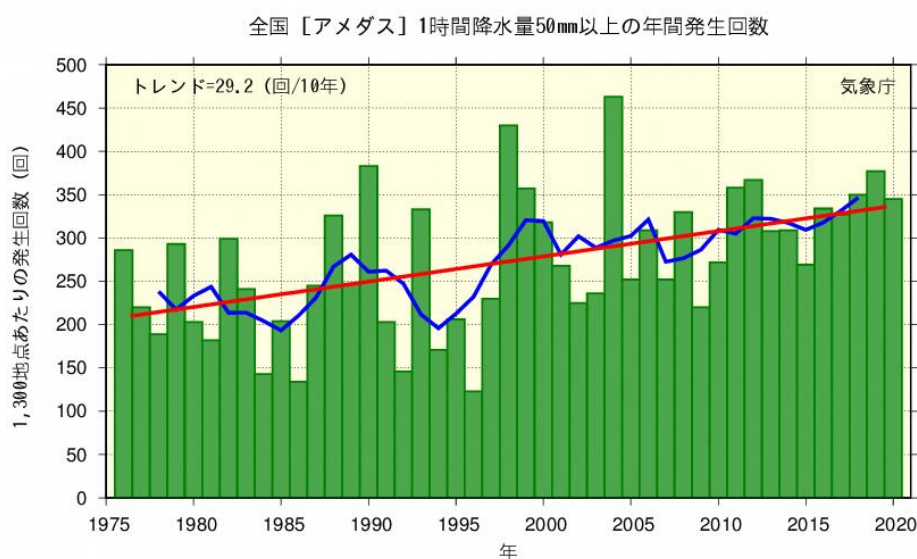
災害名	発生年月日	最大震度 (地震)
平成7年兵庫県南部地震 (阪神・淡路大震災)	平成7(1995)年 1月17日	震度7
平成16年7月新潟・福島豪雨	平成16(2004)年 7月12日 から13日	
平成16年7月福井豪雨	平成16(2004)年7月17日 から18日	
平成16年新潟県中越地震	平成16(2004)年10月23日	震度7
平成19年能登半島地震	平成19(2007)年 3月25日	震度6強
平成19年新潟県中越地震	平成19(2007)年 7月16日	震度6強
平成20年岩手・宮城内陸地震	平成20(2008)年 6月14日	震度6強
平成21年7月中国・九州北部豪雨	平成21(2009)年 7月19日 から26日	
平成23年東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災)	平成23(2011)年 3月11日	震度7 大津波
平成24年7月九州北部豪雨	平成24(2012)年 7月11日 から14日	
平成26年8月豪雨 (広島豪雨等)	平成26(2014)年 7月30日 から8月26日	
平成26年御嶽山噴火	平成26(2014)年 9月27日	
平成27年9月関東・東北豪雨 (鬼怒川水害)	平成27(2015)年 9月9日 から11日	
平成28年熊本地震	平成28(2016)年 4月16日	震度7
平成29年7月九州北部豪雨	平成29(2017)年 7月5日 から6日	
平成30年7月豪雨等 (西日本豪雨)	平成30(2018)年6月28日 から7月8日	
平成30年北海道胆振東部地震	平成30(2018)年 9月6日	震度7
令和元年房総半島台風	令和元年(2019)9月(台風15号)	
令和元年東日本台風	令和元年(2019)10月(台風19号)	
令和2年7月豪雨 (熊本豪雨)	令和2年(2020)7月3日 から31日	

※災害名及び発生年月日、最大震度(地震)については、気象庁資料より引用。

全国の時間降水量 50mm 及び 80mm 以上の年間発生回数 (気象庁ホームページより)

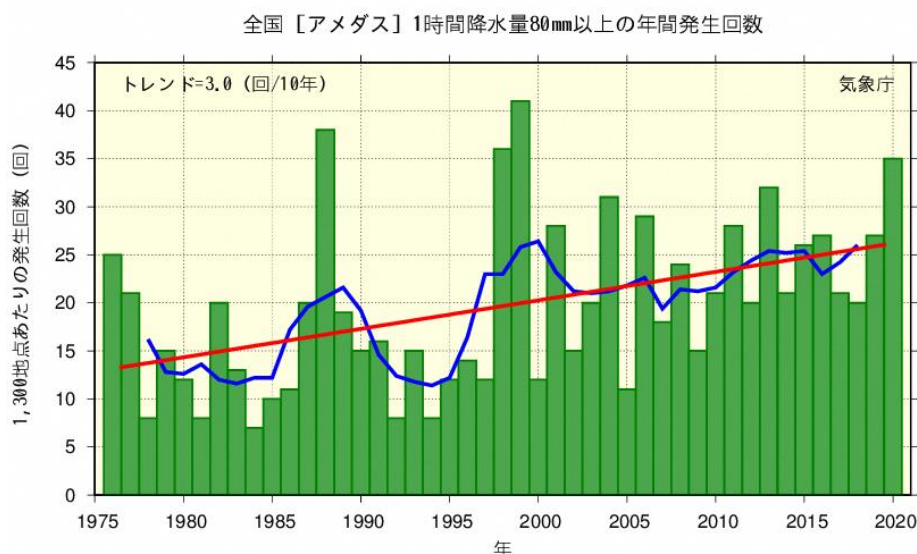
時間降水量 50mm の年間発生回数

- 全国の 1 時間降水量 (毎正時における前 1 時間降水量) 50mm 以上の年間発生回数が増加 (統計期間 1976~2020 年で 10 年あたり 29.2 回の増加)。
- 最近 10 年間 (2011~2020 年) の平均年間発生回数 (約 334 回) は、統計期間の最初の 10 年間 (1976~1985 年) の平均年間発生回数 (約 226 回) と比べて約 1.5 倍に増加。



時間降水量 80mm の年間発生回数

- 全国の 1 時間降水量 (毎正時における前 1 時間降水量) 80mm 以上の年間発生回数が増加 (統計期間 1976~2020 年で 10 年あたり 3.0 回の増加)。
- 最近 10 年間 (2011~2020 年) の平均年間発生回数 (約 26 回) は、統計期間の最初の 10 年間 (1976~1985 年) の平均年間発生回数 (約 14 回) と比べて約 1.9 倍に増加。



3 修正の方向 (震-19~20 ページ)

- 背景**
- 災害の激甚化や頻発化に伴う防災体制強化の求めと近年の災害の教訓を踏まえた見直し
 - 「命を守る」ための自助・共助・公助による連携体制確保の観点からの強化
 - 防災対策の推進に向けた計画の実効性確保の観点からの改善

「武蔵野市地域防災計画」の見直しの焦点

1 防災基本計画や東京都地域防災計画等との整合性の確保

- 災害対策基本法 ■災害救助法 ■水防法
- 防災基本計画 ■東京都地域防災計画等

2 武蔵野市第六期長期計画等との整合性の確保

- 武蔵野市第六期長期計画 ■国土強靱化地域計画
- 武蔵野市業務継続計画（震災編） ■武蔵野市復興マニュアル
- 武蔵野市物資供給マニュアル ■武蔵野市備蓄計画 他

3 災害時要配慮者支援体制の強化

- 被災者の生活環境の改善 ■福祉避難所の指定
- 人的物的体制の整備 ■個別避難計画の作成 等の計画化

4 避難に関する体制の整備、充実化

- 適切な避難のための啓発 等

5 「自助」「共助」「公助」の的確な連携

- 地域特性に応じた防災意識の向上 ■地域の防災活動の担い手の育成 等
- 市の組織改編への対応（時点修正） ■人・物資の受援体制の位置付け 等

6 感染症流行期の対応及び感染症対策の強化

- 衛生資機材の配備 ■避難所における感染症対策等

7 新たな災害想定や複合災害への対応

- 火山噴火降灰編（仮称）の整備 ■複合災害への対応

「武蔵野市地域防災計画」修正の方向性

- ① 法改正への対応、上位計画や市の他計画との整合による実効性の確保 ～ 関係機関との連携による一体的かつ連携性のある防災対策の推進 ～
- ② 近年の災害教訓を踏まえた内容の充実 ～ 要配慮者支援体制の強化、避難体制の整備、感染症や新たな災害への対応など知見反映によるレジリエンスの強化～
- ③ 自助・共助・公助の役割分担と連携による防災力の向上 ～ 武蔵野市の総合的な防災力の向上～

8 ICTの活用 ※情報収集・管理、連絡手段の効率化

9 計画修正における合意形成 ※庁内、議会、関係機関、地域住民の相互理解

本編（震災）

- <見直し>
- 東京都地域防災計画（震災編）の部、章立てと同一の目次構成に更新
 - 計画見直しの焦点「1」～「6」に関する記載内容を整理し、追記・修正
 - H28年度以降の最新情報の反映
- <新規>
- 施策ごとの課題、対策の方向、到達目標、具体的な取組み内容の設定

付編 東海地震事前対策

- <見直し>
- 計画見直しの焦点「1」～「6」に関する記載内容を整理し、追記・修正
 - H28年度以降の最新情報の反映
 - 南海トラフ地震臨時情報等の反映

付編 風水害等編

- <見直し>
- 計画見直しの焦点「1」～「6」に関する記載内容を整理し、追記・修正
 - H27年度以降の最新情報の盛り込み
- <新規>
- 避難に関する体制、対策の追加
 - 市体制の見直し

付編 火山噴火降灰編

- <新規>
- 新たな災害対策の追加または強化

付編 大規模事故対策

- <新規>
- 都計画に合わせ、対応を記載

10 地域防災計画の着実な実施 ※計画の評価及び進捗管理体制や見直しのための改善サイクルを整備

4 計画の基本目標と基本方針(震-19 ページ)

市民の「命」と「財産」を守ることを第一に考え、「自助・共助・公助により武蔵野市の総力を結集した地域防災力の高度化を図り、被害の最小化を目指す」ことを計画の基本目標とする。

この目標を実現するため、次の基本方針に基づいて計画を推進する。

基本方針1 あらゆる事態に備えた事前対策の充実と応急対応力の強化

基本方針2 地域防災力向上のための多様な主体の連携強化

5 被害想定(震-10~17 ページ)

本市では、東京都の新たな被害想定のうち、人的被害等が最大となる以下の被害想定を計画の前提とする。

令和4年5月25日東京都公表
多摩東部直下地震(冬・夕、風速8m/秒)

被害項目	被害想定結果
震度	市内最大震度6強
死者数	60人
負傷者数	934人
うち重傷者数	144人
全壊・焼失棟数	2,134棟
焼失棟数	1,649棟
建物倒壊棟数(全壊)	451棟
避難者数	30,861人
避難所避難者数	26,232人
避難所以外への避難者数	4,629人
帰宅困難者数	27,284人
上水道(断水率)	29.6%
下水道(管きよ被害率)	3.1%
停電率	8.5%

6 減災目標 (震-25~35 ページ)

減災目標は次のとおり。

目標1 死者を6割以上減少させる

- ① 建築物の倒壊による死者を6割以上減少させる。
- ② 火災による死者を6割以上減少させる。
- ③ 建築物の全壊・焼失棟数を6割以上減少させる。

目標2 避難者を6割以上減少させる

- ① 自宅での生活を継続できる自助・共助の推進により避難者を6割以上減少させる。

目標3 帰宅困難者の安全を確保し、駅周辺の混乱を防止する

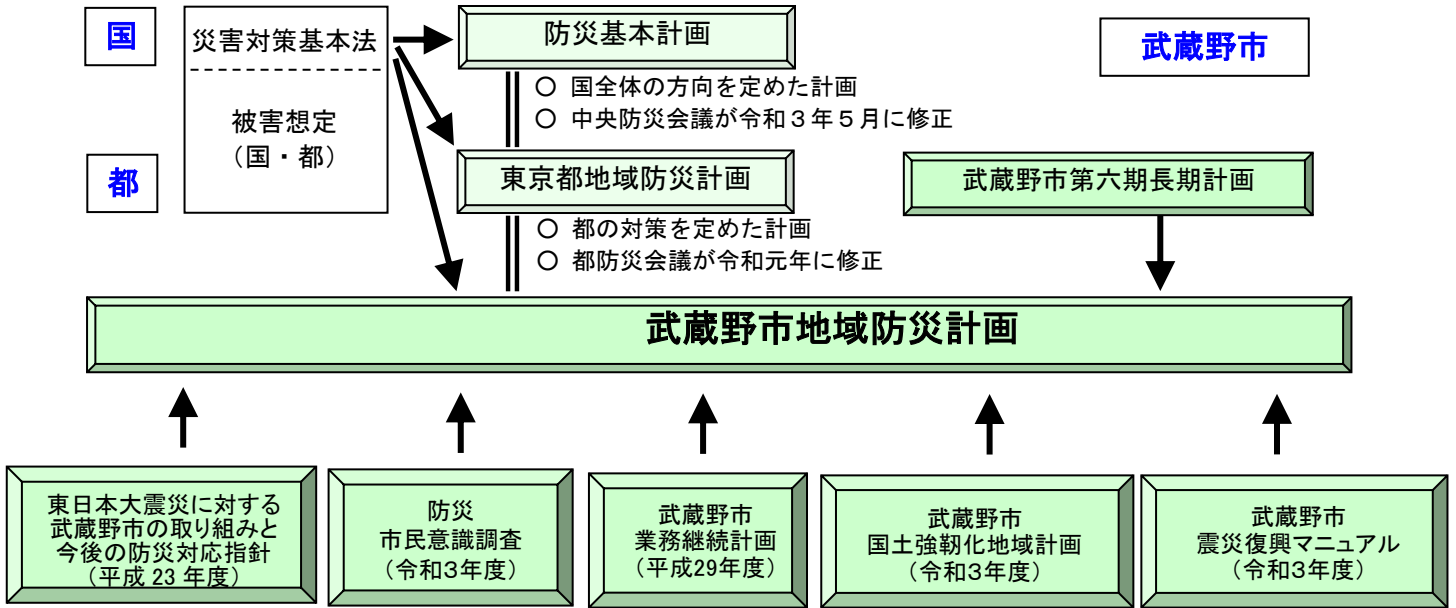
- ① 企業等の備蓄や一時滞在施設の確保、情報提供に向けた体制の確保により、帰宅困難者の安全を確保し、駅周辺の混乱を防止する。
- ② 保護者が帰宅困難となった場合の子育て施設等の対策を推進する。

目標4 ライフラインを60日以内に95%以上回復する

- ① ライフラインの復旧目標に基づき早期回復に努めるとともに、自宅での生活継続ができる自助・共助の推進などを進め、早期に被災者の生活再建の道筋をつける。

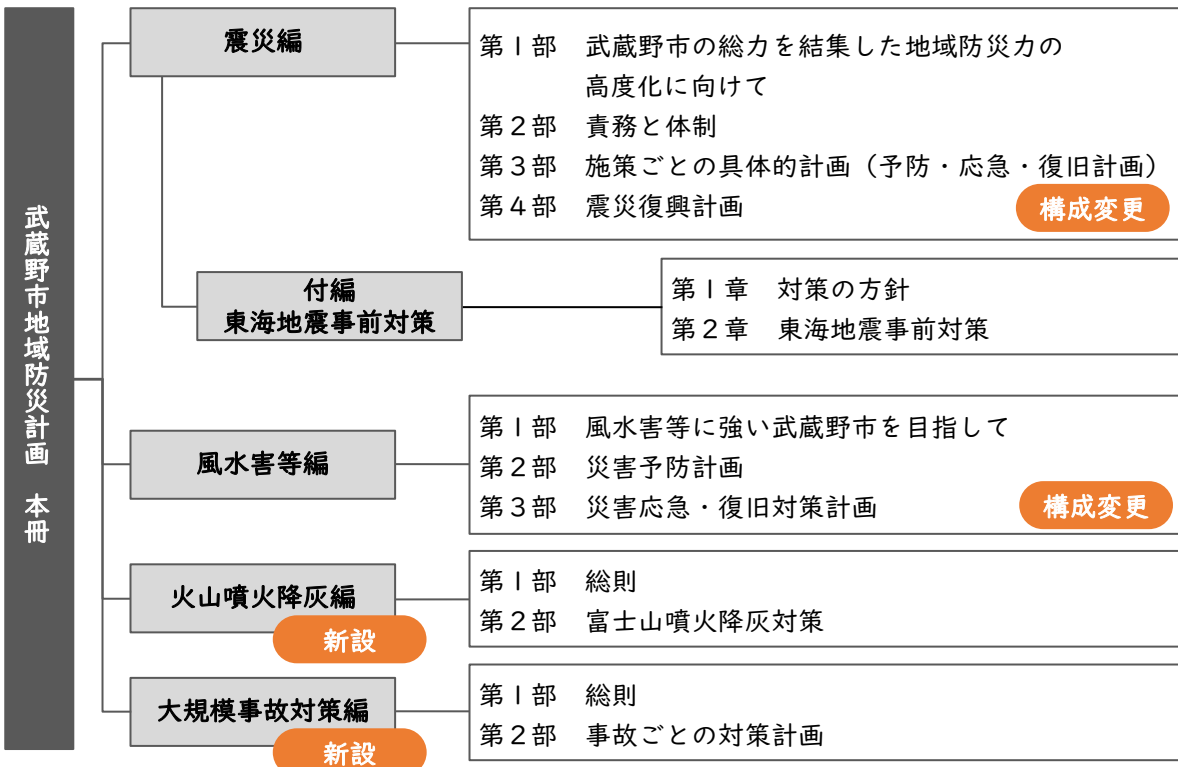
7 根幹をなす計画等との関連 (震-3 ページ)

【図表 1-2 他計画との関連】



8 武蔵野市地域防災計画の体系図

修正の背景や新たな被害想定等を踏まえ、次のとおり計画の構成を変更し、計画を強化・充実した。



9 修正の方向性を踏まえた各編・章の概要

全体

- ① 対策の全体像を記載。
- ② 職員が見やすい構成に整理。

震災編

第1部 武蔵野市の総力を結集した 地域防災力の高度化に向けて

①【第1章 震-2ページ 計画の目的及び前提】

計画の前提として、「首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月東京都防災会議公表）」を踏まえ、また、「新型コロナウイルス感染症の世界的流行」、「火山の噴火予測の更新や台風や大雨の頻発化・激甚化」、「防災現場における女性参画の拡大」などを記載。

②【第1章 震-2ページ 計画の目的及び前提】

他計画との関連として、「国土強靱化地域計画」、「震災復興マニュアル」を追加。

③【第1章 震-4ページ 計画の習熟】

平成29年度に設置した武蔵野市地域防災計画推進本部会議やPDCAサイクルについて記載。

④【第2章 震-10～17ページ 被害想定】

「首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月25日公表）」を記載。

第2部 責務と体制

①【第2章 震-48ページ 本部の組織】

市の組織改編及び災害教訓を踏まえ班を新設。非常配備態勢の所掌事務に則した班名へ変更。

【例】資産活用課の役割付与。受援応援班、災害廃棄物処理班を新設。

②【第2章 震-49ページ 本部長室の所掌事務】

災害対策本部の体制強化のため、本部員に消防署長、消防団長を追加。

- ③【第2章 震-54 ページ 市職員の初動期における応急対策活動(態勢・参集)】
令和2年度の会計年度任用職員(パートナー職員)の地方公務員一般職への位置付け変更を踏まえ、震度5弱以上による参集を明記。
- ④【第2章 震-55 ページ 市職員の参集】
小中規模地震による帰宅困難者対策を踏まえた参集基準の新設。
【例】防災安全部職員の情報収集連絡態勢
- ⑤【第2章 震-57～60 ページ 市職員の緊急初動態勢】
緊急初動態勢に必要な役割を追加。
【例】救助救出担当、初動広域避難所担当を新設。
- ⑥【第2章 震-57～58 ページ 市職員の緊急初動態勢】
避難所運営に従事する初動支部要員と、発災直後から72時間以内において特に重要な非常配備態勢の所掌事務担当課の職員が重複していたことから、両者の活動を両立させるため初動支部要員除外課(係)を整理。
【例】交通企画課、道路管理課、健康課、下水道課などの職員を除外。
- ⑦【第2章 震-60 ページ 市職員の非常配備態勢】
非常配備態勢発令要件の整理
【例】非常配備態勢は「被害その他の状況により、本部長が必要と認めた時」に発令されるが、震災時は通信手段が途絶し、非常配備態勢発令が全ての職員に伝わらず、初動が遅れることが懸念されるため、「武蔵野市の区域内で原則震度5弱以上の地震」が観測された場合は、「非常配備態勢発令を前提とした活動を行う」と整理。
- ⑧【第2章 震-68～69 ページ 非常配備態勢の活動に至らない措置】
第一次、第二次応急対策本部の判断基準が難しく、速やかな態勢確立の為、応急活動態勢として1本化した。

第3部 施策ごとの具体的計画(予防・応急・復旧計画)

- ① 対策の全体像を記載。
- ② 予防・応急・復旧計画を一連で示す形に変更。
- ③ 予防対策の実施担当課一覧の記載。

第1章 市民と地域の防災力の向上

① 【予防対策 震-84 ページ 水・食料等の備蓄の推進】

新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、在宅避難を可能にするために必要な備蓄品やその手法などを整理。

【例】市民防災意識調査による現状の備蓄状況を記載。備蓄の数量の目安を「最低3日間、推奨1週間」と記載。ローリングストック手法を記載。

② 【予防対策 震-85 ページ 自宅での生活を継続できる地域の仕組みの推進】

市民による自助の備えに在宅避難の啓発強化を追加。

【例】在宅避難を前提とした災害時の適切な避難行動の選択の仕方を記載。

③ 【予防対策 震-98～99 ページ 地域による共助の推進】

平成28年度に全20避難所において、13の避難所運営組織が設立されたため、位置付けと活動避難所を記載。

第2章 安全な都市づくりの実現

○引き続き対策を推進。

第3章 安全な交通ネットワーク及びライフラインの確保

○引き続き対策を推進。

第4章 自治と連携による応急対応力の強化

① 【予防対策 震-217～219 ページ 他市区町村との相互協力】

熊本地震の教訓を受け、受援体制の整備の必要性が認識された。令和2、3年度に「武蔵野市災害時物資供給マニュアル」を作成し、物資面の受援体制が整理されたため、今後は人的な受援マニュアル（仮称）を作成し、受援計画（仮称）とすると記載。

【例】「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き（令和2年4月）内閣府（防災）」を参考に、受援が必要な事務、人員などを整理する。

② 【予防対策 震-227 ページ 市施設の停電対策】

平成29年4月に稼働した武蔵野クリーンセンターは災害時の強靭さを備えた施設であり、市施設の停電対策の強化が図られたため、記載を追加。

【例】「ごみ発電設備とガス・コジェネレーション設備」を記載。

③【予防対策 震-221～222 ページ 防災拠点機能の強化】

様々な活動のマニュアル等が整備されたことにより、応急活動拠点の必要性が精査されたため、新たな応急活動拠点を追記

【例】緊急医療救護所など

第5章 情報通信の確保

①【予防対策 震-250～251 ページ 現況の情報収集体制・情報連携体制】

市民への情報提供手段の拡充として、令和2年度に行った防災行政無線のデジタル化に加えて SNS 連携を図った。

【例】防災行政無線から発出される震度情報や気象情報が自動で市の公式 SNS と連動。

②【予防対策 震-251 ページ 情報収集・連携手段の拡充整備】

必要な情報収集・連携手段の拡充のため、MCA 無線の子局増設及び実動に併せた通信グループの再編や IP 無線機能の付加を行った。

③【予防対策 震-252～253 ページ 武蔵野市防災情報システム運用の充実】

平成17年度に構築した第1期情報システムを、より情報の収集・共有の迅速化に特化させた第2期防災情報システムを令和2年度に構築した。クラウドを利用することで、インターネット環境があれば、職員ならいつでもどこでも情報が入力でき、またその情報を閲覧できるようになった。併せて、安否確認システムも更新し、所属長が課員等の安否をシステム上で確認できるようになり、両システムの稼働により、初動期の体制を充実させた。

第6章 医療救護等対策

①【予防対策 震-286～289 ページ 医療救護活動の確保】

武蔵野市助産師会と協定を締結し、災害時医療救護体制への協力を求めた。

②【予防対策 震-286～289 ページ 医療救護活動の確保】

武蔵野市緊急医療救護所活動マニュアルを作成し、緊急医療救護所活動の強化を図った。

【例】市及び各師会の役割、各救護所のレイアウト、通信や医療資器材の一覧作成など

③【予防対策 震-286～289 ページ 医療救護活動の確保】

増築及び大規模改修が予定されている武蔵野市保健センターの防災機能の拡充について記載。

【例】非常用発電関連施設の機能強化や情報連絡設備の強化、備蓄倉庫の拡充など、平行して行っている庁内・庁外検討を踏まえ記載。

第7章 帰宅困難者対策

- 引き続き対策を推進。

第8章 避難者対策

- ① 【予防対策 震-373～374 ページ 個別避難計画の作成】
令和3年5月の災害対策基本法の改正で市の作成が努力義務化された「個別避難計画」について、地域防災計画で定める必須事項や作成目標年次を記載。
- ② 【予防対策 震-393(予定) 感染症対策に配慮した避難所運営】※第2以降繰り下げ
令和2年9月に作成した「武蔵野市避難所運営の手引き（新型コロナウイルス感染症対策）」を基に、感染症流行期の避難所運営について記載。
【例】避難所での受け入れの考え方、避難所での対応、感染対策資器材の配備、防護対策、ゾーニング表示要領の概要を記載（原案への反映未）。

第9章 物流・備蓄・輸送対策の推進

- ① 【予防対策 震-424～425 ページ 食料・生活必需品などの備蓄及び物資供給体制の強化】
備蓄対象の物資に感染症対策用品を位置づけ。
【例】マスク、手指消毒液など。
- ② 【予防対策 震-436 ページ 備蓄倉庫の位置付けと整備】
学校改築後の避難所備蓄倉庫・防災倉庫の方向性を記載。
【例】備蓄倉庫を100㎡、防災倉庫を20㎡ほど確保する。

第10章 放射性物質対策

- 引き続き対策を推進

第11章 住民の生活の早期再建

- ① 【予防対策 震-475 ページ 罹災証明書交付体制の整備】
平成29年度に導入した「被災者生活再建支援システム」を記載するとともに、発行体制の強化を図るため、「被災者生活再建支援業務の手引き（仮称）」の作成を記載。

② 【予防対策 震-475 ページ 罹災証明書交付体制の整備】

令和3年度に締結した武蔵野消防署との協定に基づき、職員研修・訓練を実施していくことを記載。

第4部 震災復興計画

- 引き続き対策を推進。

付編 東海地震事前対策

- 引き続き対策を推進。

風水害等編

① 【第1部—第1章 風-2~3 ページ】

震災編の付編から独立させ、豪雨対策、暴風・竜巻対策、大雪対策を記載

【例】令和2年度に作成した浸水ハザードマップ等について記載、

② 【第2部—第1章 風-14 ページ 武蔵野市台風タイムライン（仮称）の検討

令和元年度の自主避難施設開設や交通事業者による計画運休の実施を踏まえ、時系列ごとの取るべき対応を整理していくことを記載。

【例】時系列ごとの職員の参集、施設の閉館基準、市民周知など市がとるべき行動を整理していく。

③ 【第3部—第6章 風-46 ページ 避難指示等の判断・伝達】

災害対策基本法の改正による避難情報の更新を記載。

【例】高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保などの行動を促す情報とそれに紐づく住民がとるべき行動を記載。

火山噴火降灰編

- 都の編立てに併せ新設。

大規模事故対策編

- 都の編立てに併せ新設。

10 計画修正時の取組み

① 市民防災意識調査の実施

令和3年10月に市内50,000世帯にアンケート用紙を配布。約11%の回答を得た。

② 庁内ヒアリング及び庁内説明会

令和2年度、3年度にかけて災対各部へのヒアリングを実施。庁内課題の洗い出しとともに、令和3年度には課長級説明会を実施し、主に初動期の活動態勢の調整・整理を行った。また、令和4年6月には新たな東京の被害想定(令和4年5月公表)を受けて、部課長級向け首都直下地震等による被害想定説明会を行った。

③ パブリックコメント及び市民意見交換会等

令和4年6月に自主防災組織意見交換会を行い、グループワークの中で修正の意見等を聴取した。また、令和4年9月(予定)にパブリックコメント及び3駅圏での市民意見交換会を実施した。日程は下記のとおり。

- ・(今後実施内容を記載)

- ・

- ・

④ 策定庁内推進会議の開催

庁内の実行体制を確保するため、令和3年5月、12月、令和4年7月、10月(予定)に副市長を議長とする策定庁内推進会議を実施し、庁内課題の整理を行った。